

平成21年度 第22回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成21年11月17日（火）午前10時15分～45分

2 開催場所

高橋公認会計士事務所（米子市）

3 出席者

【人事委員】

委員 高橋 敬一
委員 佐蔵 絢子

【事務局職員】

次長 加賀田 啓
給与課長 稲田 将

【傍聴者】 なし

4 議題

議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について

5 議事

曾我委員長は都合により出席できなかったが、今後の事務に支障があることから、地方公務員法第11条第2項の規定により委員2名で委員会を開催することとした。

(1) 議案第1号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり意見を提出することに決定した。

【説明】

平成21年11月臨時議会に提出された職員の給与に関する条例等の一部改正について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき県議会から意見聴取があり、これに対して本委員会の意見を回答しようとするもの。

① 改正理由

人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」を踏まえ、職員の給与の改定を行うもの。

② 概要

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給料月額引下げ

医療職給料表(1)を除き給料月額を3.0%引き下げる。
(行政職5級以下相当の職員を除く。)

※ 管理職手当も同様に引下げ

イ 期末手当引下げ

期末手当の支給月数を年0.16月分(再任用職員にあつては、0.08月分)引き下げる。

ウ 自宅に係る住居手当の廃止

(2) 関係条例の一部改正

ア 次の条例について(1)の改正事項に準じた改正を行う。

(ア) 任期付研究員の採用等に関する条例

(イ) 任期付職員の採用等に関する条例

(ウ) 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(エ) 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(オ) 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

イ 次の条例について(1)のアに準じた改正を行う。

(ア) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(給料月額の見直し)

③ 施行期日

(1) 平成21年12月に支給される期末手当の引下げ

平成21年12月1日

(2) (1)以外

平成22年1月1日

④ 条例案に対する人事委員会の判断(案)

本条例案のうち、期末手当及び住居手当に係る部分は、当委員会勧告どおりの提案となっているので、異議はない。

一方、給料表に係る部分については、当委員会の今年の勧告において、昨年の条例改正による現行給料表の構造上の問題点に言及したところであるが、昨年に引き続き、級別取扱を変える等当委員会勧告とは異なるものとなっている。

このため、現行給料表が、昇任・昇格に伴う給与額の引上げが通常に比べて十分に行われない等解消すべき問題点が存在する構造の給料表となっているところ、本条例案は、新たに管理職への昇任・昇格に伴う同様の問題を生じさせるものであるとともに、県職員の給与については、その職務と責任の度合に相応しい給与となるような給与構造を保持するために、構造は同種の職務である国家公務員に適用されている国の給料表に準拠しつつ、水準については、県職員全体として、地域民間の給与水準をより反映したものとなるように一律の改定勧告を行ってきた当委員会の考え方と大きく違うものであると考えるを得ない。

さらに、当委員会の今年の勧告では、県内の厳しい経済情勢を認識しながらも、国との給与水準の差が一層拡大することが見込まれることから、月例給については、公民較差を全て解消するのではなく、引下げ幅を考慮した改定率としたにもかかわらず、本条例案どおりに改定されれば、その考慮した較差も十分解消されないものとなっている。

したがって、本条例案については、今年の勧告で言及したような給料表の構造上の問題点等や公民較差が十分解消されない点が問題点であると考えられる。

しかし、本条例案は、職員の給与について、従来の国準拠から、地域民間給与をより適切に反映させた給与構造の構築を指向し、当委員会が行った公民比較結果を重視して労使双方で合意した結果、提案されたものであることを勧告すれば、やむを得ないものとする。

【質 疑】

委 員

改正条例の意向が、県内民間の状況をより反映させるという趣旨であれば、理解する。民間の厳しさは増していると認識している。

6 次回の人事委員会の開催

平成21年11月19日（木）午前10時00分から開催することとした。